

知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第10号

知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年知多市条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	<u>536,000円</u>	議長	<u>530,000円</u>
副議長	<u>486,000円</u>	副議長	<u>480,000円</u>
議員	<u>454,000円</u>	議員	<u>448,000円</u>